

2022年7月28日

〒100-0004

東京都千代田区大手町一丁目1番2号

大手門タワー

西村あさひ法律事務所

FAX: 03-6250-7200

株式会社ナガホリ

代理人弁護士 太田 洋 先生

同 佐々木 秀 先生

同 石崎 泰 哲 先生

同 山本 晃 久 先生

同 瀬川 堅 心 先生

〒100-0006

東京都千代田区有楽町一丁目7番1号

有楽町電気ビル南館5階552

弁護士法人ニューポート法律事務所

リ・ジェネレーション株式会社

代理人弁護士 戸田 裕 典

同 鈴木 多 門

電話 03-6435-5689

FAX 03-6435-5699

回答書 兼 質問状 兼 要望書(5)

前略

当職らは、リ・ジェネレーション株式会社（以下「当社」といいます。）の代理人として、株式会社ナガホリ（以下「貴社」といいます。）の代理人である貴職らより受領した、2022年7月14日付「回答及び質問状(6)」と題する書面（以下、単に「質問書(6)」といいます。）について、必要と認められる範囲で回答するとともに、貴社の各質問状等に係るリリースに対し、引き続き厳重に抗議させていただきます。

また、当社としては、依然として、貴社が当社からの質問事項に対し十分なご回答をいただけていないと考えておりますが、かつ、意図的かどうかは分かりませんが、未回答の事項も散見されますため、「株主共同の利益」に資するとの観点から、改めて各質問事項等に番号を付した上で質問等させていただいておりますので、全ての質問事項等に対して網羅的にご回答ないしご対応いただくよう、何卒よろしくお願ひ申し上げます。

以下、特に断りのない限り、当社のこれまでの書面にて使用した略語を本書面においてそのまま使用させていただきます。

なお、貴社は 2022 年 7 月 15 日付「リ・ジェネレーション株式会社に対する『回答及び質問状（6）』の送付に関するお知らせ」と題するリリースにおいて、当社が同年 6 月 27 日付で FAX 送信した同日付「回答書（4）」について、恰も、貴社内部でその開示の必要性について検討を重ねていた結果として、同年 7 月 15 日に至って、ようやく開示するに至ったかのような説明をされております。しかし、これまで貴社は、当社から受領された書面については、速やかにかつ継続的に開示されていたことからしますと、実際のところは、その前日である 14 日の午前に、当社から同書面の開示を要請する旨の「要望書」を FAX 送信した結果を受けて、ようやく開示するに至ったことは明らかであります。

そこで、一般の株主の皆様にも正確な経緯を把握していただくべく、上記「要望書」につきましても、貴社 HP にて開示することを求めます（追加要望事項①）。

さらに、貴社は、前記リリース及び質問状（6）において、先の定時株主総会における質疑応答の中で回答済みであり、株主の皆様にご理解いただけているのでこれ以上の回答は不要であるといった趣旨の記載が認められますが、当社を含め一般の株主が納得できる説明が尽くされているとは、到底、評価できる内容のものではないと考えます。また、貴社はこれまで、再三再四、「株主共同の利益」のために、当社とのやり取りについて継続的に開示している旨述べられておりますが、一部の株主のみが会場出席した定時株主総会において回答済みであるから、もう書面で回答・開示する必要がないと説明する貴社の今回の対応は、上記「回答書（4）」の開示の遅れも含め、従来の貴社の姿勢と矛盾を来すどころか、多くの一般株主を軽視した対応と言わざるを得ません。

そこで、定時株主総会に出席することが出来なかつた大多数の株主の参考に資するため、ひいては「株主共同の利益」のため、定時株主総会における質疑応答の内容について、貴社 HP にて開示することを求めます（追加要望事項②）。

1 貴社からの質問事項について

（1）当社の法令遵守状況について

当社による大量保有報告書の期限後提出に至った理由につきましては、「回答書（4）」において既に十分説明は尽くしていると認識しており、「敢えて」大量保有報告書の提出に先んじて変更登記手続の申請を行ったものでないことも既に述べたとおりです。

また、既に回答書（1）でご回答差し上げたとおり、当社の決算書等の財務内容に関する資料の提出については、応じかねます。

なお、以下は繰り返しになりますが、当社を非難される以上、貴社の現経営陣におかれでは、ご自身において過去に同様の法令違反行為など一切存在するはずはないものと思料いたしますが、念のため確認させていただきますと、例えば、貴社代表取締役社長の長堀慶太氏が同じく代表取締役を務め、かつ、同人の住所地と本店所在地を一にする貴社大株主「長堀クリエイト株式会社」については、少なくとも同社が貴社の大株主となる 10 年以上前から現在に至るまで決算公告等の義務を怠ったことは一度もないという理解でよろしいでしょうか（未回答事項①）。

万が一、決算公告等の法令上の義務の履践を怠ったことがあるとした場合、同社については不問とされている理由及び自らが義務を怠っておきながら他者を非難される材料として

いることに関して、どのようなお考えをお持ちであるのかご教示ください(未回答事項②)。

(2) 合同会社STAND UP GROUPの資金原資について

合同会社STAND UP GROUPが当社への貸付金の原資を含め、どのように資金を調達しているのか、当社では把握しておりませんので、回答いたしかねます。

(3) 中山勇介氏・笹澤知夫氏と当社代表（尾端）との関係について

中山勇介氏及び笹澤知夫氏と、尾端との間にビジネス上の面識があることは事実ですが、それ以上に、貴社株式の共同取得に関する合意ないし指図等の類の事実は一切ございません。また、中山勇介氏及び笹澤知夫氏が行っている事業の内容について、当社では、正確には把握しておりません。

(4) ウルフ村田こと村田夏美氏との関係について

当社代表の尾端とウルフ村田こと村田夏美氏との間に面識は一切ございません。

上記のとおりですので、貴社株式の取得に関し、ウルフ村田こと村田夏美氏との間で会話をしたことも当然ありません。

(5) 重要提案行為の内容について

繰り返しになりますが、当社からの質問事項に対し、未だ貴社から十分なご回答をいただけておりません。したがいまして、重要提案行為をいつどのように行うかといった点も含め、現時点での内容について具体的に申し上げることは出来かねます。また、これも繰り返しになりますが、尾端がアサヒ衛陶株式会社の代表取締役社長を辞任した理由につきましては、同社と貴社とでは当然、個々の事情が異なりますので、そもそも回答の必要性がないご質問であると考えますし、他社に関する事象でありますので当社の立場からは回答いたしかねますことを重ねて申し上げます。

そもそも、貴社の現経営陣は、貴社自身のことですら十分な回答及び資料開示を行っていないと言わざるを得ません。それにも関わらず、自分たちのことを棚に上げて、当社ないし尾端に対し、他の上場会社における事象について「説明責任」があるなどと執拗に詮索すること自体、矛盾した言動であり背理であると考えます。

また、これも繰り返しになりますが、当社は、貴社の業績が（新型コロナ感染症の流行以前から）長らく低迷していること、年々、純資産額及び一株当たり純資産額が漸次的に減少の一途を辿っていること等、それらの結果、貴社の株価純資産倍率は1倍を大きく下回る水準にあるなど、貴社の企業価値・株式価値は市場から著しく低廉な評価を受けることが常態化てしまっていること、そして、その状況を貴社経営陣が甘受てしまっているものと認識しております。

そのため、当社としては、潜在的な実力があるにもかかわらず、長年割安に放置されていた貴社株式を取得し、貴社の筆頭株主として、中期経営計画すら公表せず現状に甘んじ続けていた現経営陣に対し、重要提案行為等を適時適切に行うことを通じて変革を促すことにより、貴社の潜在的価値を引き出し、市場から正当な評価を受けられることを期待しております。これが、当社が貴社株式を取得した理由に他なりません。

その点、当社は、貴社経営陣が、貴社の株式が長年割安に放置され続けていた事実、市場の期待を裏切り続けてきた事実に対する認識が未だに欠けているのではないかと危惧しているところであります。

2 当社からの既存の質問事項について

(1) Access Journal (編集長：山岡俊介氏) について

以下は繰り返しになりますが、テレビ局や新聞社、名の知れた雑誌社などであればともかく、当社は当該機関ないし当該人物について、どの程度信用しうるのか、まったく把握できておりません。そのような無名の報道機関が公然と事実の摘示を行うのと、たとえ同じような内容の記事であったとしても、上場企業及び法律事務所が（しかも適時開示を通じて）公然と事実の摘示を行うのとでは、全く重みが異なることは言うまでもありません。上場会社である貴社及びその代理人である貴職らは、自身の判断に基づき、自らの名において、当社を誹謗中傷する内容の記事を引用した質問状を広く開示することにより、貴社の株主はもちろん世間一般にこれを拡散させているのですから、その影響力は上記報道機関に比べても圧倒的に大きく、ひいてはそれに伴う責任も重大であるといえます。

そこで、再度お尋ねしますが、貴社の回答書（3）において、貴社が「各報道」として、「唯一の」情報源とされていた「Access Journal (編集長：山岡俊介氏)」について、その詳細につきご質問させていただきましたが（その他の「報道」機関において同様の「各報道」があったのでしたら、その旨ご教示ください。）、大前提として、そもそも貴社及び貴職らは、同報道機関についての調査を行われてはいないのでしょうか。調査の有無についてご回答ください（未回答事項③）。

当社としましては、貴社及び貴職らが当該報道機関の記事について、恰もそれが真実であるかの如く、公然と個別具体的かつ繰り返し記載されていることから、予め信用し得るか否かにつき調査を行っていて然るべきであると考えております。仮に調査をされていないということであれば、どうして調査する必要がないと判断されたのか、ご回答ください（未回答事項④）。

(2) 雑誌記者へのリークについて

以下は繰り返しになりますが、大場氏より、2022年6月16日付けで貴社に加えて、当社、布山氏及び株式会社東京証券取引所宛に「照会書」と題する書面の送付を受けております。当該書面には、大場氏が貴社に対し、同氏の個人情報や虚偽の事実を記載した文書を開示したとして損害賠償請求訴訟を提起したことに加え、同氏が週刊誌の記者の取材を受け、その記者が、ナガホリの代理人弁護士が使っている調査会社から、ナガホリを擁護する記事を書いて週刊誌に掲載するよう依頼され、リーク情報を渡されたと言い、同氏に添付の関係図を見せてきた旨、その関係図には、その内容が真実であるとすれば、ナガホリの内部者しか知り得ないはずの情報（株主の氏名・名称、株式売買の日付や株式の保有割合等の情報）が記載されていた旨などが述べられており、その上で、当該情報が記載された関係図を週刊誌の記者がどうして所持しているのか、その理由を貴社に問い合わせしております。

この件について、上記報道機関（Access Journalないし山岡俊介氏）とは無関係という理解でよろしいでしょうか（未回答事項⑤）。

また、大場氏が指摘されている貴社内部者しか知り得ない情報が記載された資料を週刊誌の記者が所持していたとの点について、信じたくはありませんが、貴社から当該内部情報の漏洩がなされた可能性はないでしょうか（未回答事項⑥）。以上、ご回答ください。

（3）外部専門家への委嘱について

貴社及び貴職らは、質問書（6）において、貴社と貴職らとの間の委嘱契約の内容について、「現在進行中の案件であり、具体的な費用につきましては、支払総額、支払時期等がまだ確定して」いないことを理由に開示することを想定していない旨回答されておりますが、これは報酬金額の算定条件を含む当該委嘱契約内容の開示ができない理由にまったくなくておりません。

貴社及び貴職らは、貴社の中長期的な企業価値や株主共同利益を確保するためには、適切な経験を有する外部専門家よりアドバイスを受けることが不可欠であり、貴社と貴職らとの間の委嘱契約に係る費用は必要な費用であると認識している旨述べられておりますが、それは貴社（現経営陣）及び貴職らが判断すべき筋合いの事柄ではなく、金額の妥当性も含め、株主が判断すべき筋合いの事柄であることは言うまでもありません。

したがって、当社は「株主共同の利益」の観点から、貴社に対して引き続き委嘱契約内容の開示を求めます（要望事項①）。

なお、上記貴社から貴職らへの報酬については、会計上、必ずしも本件終了時ないし支払時においてその支払総額が費用として一括計上されるものではなく、役務の提供が完了している部分については、その都度、費用ないし損失計上すべきはずですから、支払総額ないし支払時期が確定しているか否かにかかわらず、少なくとも現時点で既に確定している部分については容易に把握することが可能であり、直ちに開示することが可能なはずです。

そこで、上記要望事項①の可否にかかわらず、現時点において、貴社から貴職らへ対する委嘱契約に係る報酬として確定済みの金額についての開示を求めます（要望事項②）。

（4）貴社財務内容及び中期経営計画について

当該質問項目につきましても、当社は、先の定時株主総会における質疑応答では不十分であると認識しており、また、会場出席することが出来なかった大多数の株主の参考に資するため、ひいては、「株主共同の利益」のため、以下の事項について、回答を求める。

（以下、便宜上、回答書（4）の記載をそのまま使用させていただきます。なお、追加・修正箇所については、下線を引いております。）

（質問事項1）

質問：貴社の2022年3月期連結業績予想数値の算定根拠

ご回答：不見当

残念ながら、当社では当該質問に対する貴社のご回答を見つけることができませんでした。については、「株主共同の利益」のため、ご回答をお願いいたします（未回答事項⑦）。

なお、回答できないということであれば、その理由をご説明ください（未回答事項⑧）。

(質問事項 2)

質問：貴社の2022年3月期連結業績の実績（営業利益及び経常利益）が上記1の貴社業績予想を大幅に下回る結果となった理由

ご回答：決算短信に記載のとおり（決算短信の内容を転記）

大前提として、質問事項1に対する回答がなされて初めて意味を有する説明であると考えますので、改めて質問事項1に対する回答を踏まえて、どの点がどれだけ予想に反していたのかについてのご説明をお願いいたします（未回答事項⑨）。

仮に、業績予想を下回る結果となった点に関する株主への説明として、決算短信に記載されている内容のみで十分足りるとのお考えをお持ちであるということであれば、その旨ご回答ください（未回答事項⑩）。

(質問事項 3)

質問：貴社の2023年3月期連結業績予想数値（売上高17,000百万円、営業利益400百万円、経常利益350百万円、当期純利益200百万円）の算定根拠

ご回答：「中期経営計画」をベースに構造改革を進め、収益の改善を続けることを見込んで決算短信で開示したような業績予想を提示した

大前提として、そもそも貴社が業績予想のベースにしたとされる「中期経営計画」が株主に向けて開示されていない以上、業績予想の根拠が何も示されておりませんので、事実上、回答されていないことと変わりません。

については、「株主共同の利益」のため、「今後」からではなく、既に策定済みであるにもかかわらず敢えて非開示とされている「中期経営計画」をご開示いただくとともに（要望事項③）、貴社が今後見込まれている「収益の改善」計画の内容及びその具体的な影響額等の詳細について、ご説明ください（未回答事項⑪）。併せて、中期経営計画の策定日（取締役会決議日）についてもご開示ください（未回答事項⑫）。

なお、既に策定済みの「中期経営計画」の開示ができ兼ねるということであれば、その理由をご説明ください（未回答事項⑬）。

上記に加え、誤解が生じぬよう、念のため断っておきたいのですが、飽くまで当社が求めているのは、当社が要望する以前から、既に存在していたと貴社が説明されている「中期経営計画」であって、当社の要望を受けて新たに用意されるものではありません。

したがって、貴社において「適切な時期」、「適切な方法」といった事項を今さら検討する余地はございません。

当社が一番知りたいのは、下方修正を繰り返してきた貴社において、これまで、貴社経営陣がどれだけの精度で事業計画ないし業績予想を策定してこられたのか、また、実績との差異原因が一体どこにあったのか、といった点にありますので、先ずは既に存在していた「中期経営計画」を、（何ら手を加えない形で）速やかに開示することを求めていることを十分ご理解ください。

(質問事項4)

質問：上記3の業績予想数値に、外部専門家報酬の影響が考慮されているか否か

ご回答：不見当

残念ながら、当社では当該質問に対する貴社のご回答を見つけることができませんでした。については、「株主共同の利益」のため、ご回答をお願いいたします（未回答事項⑭）。

なお、回答できないということであれば、その理由をご説明ください（未回答事項⑮）。

(質問事項5)

質問：貴社において、長らく業績不振が続く一方、株主に向けて中期経営計画等の公表

を行ってこなかった理由

ご回答：不見当

残念ながら、当社では当該質問に対する貴社のご回答を見つけることができませんでした。については、「株主共同の利益」のため、ご回答をお願いいたします（未回答事項⑯）。

なお、貴社は「今後は株主・投資家の皆様に向けても中期経営計画の詳細の開示を行うことも検討して」いる旨述べられていますが、仮に、「これまで」はその必要がなかったが、「今後」はその必要性があるとのお考えであるとするならば、その理由をご説明ください（未回答事項⑰）。

(質問事項6)

質問：貴社において、これまで業績の下方修正が繰り返されてきた原因について、どのように考えているのか。さらに、貴社は質問状（4）において、「当然のことながら、法令及び上場規則に基づき開示が必要となる事項については、適時・適切に開示を行ってまいります。」と述べられていますが、これまでの貴社の業績予想の修正について、適切に適時開示が行われていると認識されているのかどうか

ご回答：不見当

残念ながら、当社では当該質問に対する貴社のご回答を見つけることができませんでした。については、「株主共同の利益」のため、ご回答をお願いいたします（未回答事項⑱）。

なお、回答できないということであれば、その理由をご説明ください（未回答事項⑲）。

(質問事項7)

貴社は、質問状（5） 及び質問状（6）において、策定済みの「中期経営計画」について、その「詳細」は公表していないが、「概要」は事業報告の対処すべき課題において示している旨ご説明しております。しかしながら、当社においては、どの部分がこれに該当するものであるのか確認することができませんでした（当社の認識では、通常の意味における中期経営計画とは、中期、すなわち向こう3～5年程度の期間に係る具体的な数値目標を意味し、逆に具体的な数値目標を示さない中期経営計画というものを見たことはございません。）。

については、貴社の第60期及び第61期の各事業報告の「対処すべき課題」において、貴社が「中期経営計画」をご説明されている部分を、具体的にお示しください（未回答事項⑩）。

3 当社からの追加質問事項について

(1) 貴社子会社（仲庭時計店）に対する貸付及びその貸倒等について

貴社のここ数年における個別の損益計算書において、毎期、多額の貸倒引当金繰入額（2018年3月期においては関係会社支援損）の計上が認められます。そして、「関連当事者取引に関する注記事項」の項目を確認したところ、以下のとおり、貴社の重要な子会社である株式会社仲庭時計店（以下、単に「仲庭時計店」といいます。）への貸付金に対する貸倒引当金繰入額がその全部ないし大半を占めていることが確認され、直近の2022年3月期においては、同社に対する貸倒引当金残高が361百万円にも上っており、およそ正常な状態にあるとは言えない状況にあると見受けられます。

また、仲庭時計店の貸借対照表を確認したところ、以下のとおり、ここ数年の間、同社では多額の当期純損失を計上していることが認められ、同社の規模（2021年3月期末の総資産額は528百万円）に照らしても、これほど多額の損失が計上されるという事態は極めて不可解というほかありません。

(2018年3月期)

貴社の関係会社支援損	: 171,884 千円
うち仲庭時計店に対するもの	: 131,000 千円
仲庭時計店の当期純損益	: 154 千円

(2019年3月期)

貴社の貸倒引当金繰入額	: 157,000 千円
うち仲庭時計店に対するもの	: 157,000 千円
仲庭時計店の当期純損益	: ▲ 81,906 千円

(2020年3月期)

貴社の貸倒引当金繰入額	: 36,020 千円
うち仲庭時計店に対するもの	: 36,020 千円
仲庭時計店の当期純損益	: ▲ 119,754 千円

(2021年3月期)

貴社の貸倒引当金繰入額	: 222,880 千円
うち仲庭時計店に対するもの	: 123,280 千円
仲庭時計店の当期純損益	: ▲ 123,211 千円

(2022年3月期)

貴社の貸倒引当金繰入額	: 26,300 千円
うち仲庭時計店に対するもの	: 26,300 千円
仲庭時計店の当期純損益	: ▲ 25,637 千円

当社が確認したところ、特にこれまでの事業報告書や有価証券報告書等の開示資料において、上記の損失計上の内容に関して触れている記述を確認することができませんでした

た。そこで、上記の内容を踏まえ、「株主共同の利益」のため、貴社におかれでは、以下の諸点につき、ご回答ないしご対応いただきますようお願ひいたします。

- ① 2018年3月期以降の仲庭時計店の各損益計算書をご開示ください。
(追加要望事項③)
- ② 2019年3月期以降の仲庭時計店の各損益計算書における多額の損失計上の理由
※事業年度ごと、具体的にご説明ください。(追加質問事項①)
- ③ 2018年3月期以降より、貴社において仲庭時計店に対する多額の貸倒引当金繰入額(ないし関係会社支援損)を特別損失として計上するに至った理由
※事業年度ごと、具体的にご説明ください。(追加質問事項②)

(2) 買収防衛策における対象株主の変遷について

回答書(4)では、貴社HPにて公表されている「リ・ジェネレーション及び布山氏らの関係性」と題する関係図について、強引かつ不合理極まりない憶測に基づくものであるとして厳重に抗議させていただきました。

さらに、当社において、基準日2022年3月31日の株主名簿と基準日同年5月20日の株主名簿を比較したところ、先の定時株主総会で導入が決議された貴社株式の大規模買付行為等への対応策(以下「買収防衛策」といいます。)において、当社ないし布山氏と実質的に共同して貴社株式を取得したと疑われた株主のうち、少なくとも上記関係図に記載された以下の3者が5月20日時点で既に貴社の株主でなかったことが判明しました。

- ① 株式会社吉野森久銘木店
- ② 車 陸昭氏
- ③ 江川麗子氏

その点、上記関係図を含む「招集ご通知 補足資料」(以下、単に「補足資料」といいます。)は、その表紙に記載されるとおり、2022年6月14日付で開示されたものであると思料されますが、貴社及び貴職らにおいては、遅くとも同日時点では、既に上記3者が貴社株主でないことを知悉していたはずです。それにもかかわらず、貴社及び貴職らは、恰も上記3者が未だ貴社株主であるかの如く目立つように赤で塗りつぶしつつ「当社株式保有」と記載することで、これらの者を共同買付者であると一般株主を錯覚させ、当該説明を前提としたまま買収防衛策の導入を定時株主総会に諮るという所為に及びました。

そこで、先ずは、貴社及び貴職らに対し、補足資料(32.14%)の内訳の開示を求めます(追加質問事項③)。そして、前記大場氏から当社に対し送付された「照会書」に添付されていた関係図(雑誌記者へのリーク資料)記載の内訳と上記内訳が完全に一致するか否か、異なるのであればその異なる点についてご説明ください(追加質問事項④)。さらに、2022年5月20日基準日時点で、当該32.14%に含まれていた各株主の持分比率が実際のところどのように変化していたか、ご説明ください(追加質問事項⑤)。

その上で、なぜ既に株主でないものを恰も株主であると誤解を招くような記載をしたのか(追加質問事項⑥)、さらに、上記3者について、既に株主でなくなっていたにもかかわ

らず、なおも共同買付者であると判断し続けた理由（追加質問事項⑦）についてご説明ください。

そして、今もなお貴社ＨＰ上にて開示され続けている一般株主を誤導させる上記「リ・ジエネレーション及び布山氏らの関係性」と題する関係図の削除ないし訂正を直ちに行うこと（追加要望事項④）、そして、一般株主の誤解を解くべく、削除ないし訂正を行った旨の開示（追加要望事項⑤）を行うことを求めます。

4　まとめ

以上のとおり、貴社におかれでは、「株主共同の利益」のため、

「未回答事項①ないし⑩」

「追加質問事項①ないし⑦」

「要望事項①ないし③」

「追加要望事項①ないし⑤」

の各事項につき、ご回答並びにご対応の程よろしくお願ひいたします。

草々